平成２８年度　警報等発令時の児童の登下校について

半田市教育委員会・半田市立亀崎小学校

１　「暴風警報」または「暴風雪警報」が半田市に発表された場合

登校前	1　午前６時３０分までに警報が解除	○平常通り登校	※道路・橋の破壊，及び浸水等で登校が危険な場合には，登校しなくてよい。
	2　午前６時３０分から午前１１時までに警報が解除	○警報解除後，２時間を経てからに授業開始	
	3　午前１１時を過ぎて後，警報が解除，または引き続き解除されないとき	○臨時休校（自宅で学習）	
登校後	1　安全に帰宅できると認めた場合	○通学路の安全確認後，状況を見て分団下校 ○分団の担当教師が引率	
	2　帰宅が困難と認めた場合	○安全が確保されるまで校内の安全な場所に避難	

状況によって安全を優先する意味から，児童を学校で保護する場合があります。

２　「大雨・洪水警報」または「大雪警報」が半田市に発表された場合

登校前	○登校が危険と保護者が判断した場合	○登校を見合わせ，安全が確認できたら登校
登校後	○下校が危険と判断した場合	○安全に帰宅できると判断するまで，校内の安全な場所に待機
	気象状況や通学路等の状況から判断し，授業を中止して速やかに下校させることもある。	

３　「雷注意報」が半田市に発表された場合，または，雷が発生している場合

登校前	○登校が危険と保護者が判断した場合	○登校を見合わせ，安全が確認できたら登校
登校後	○下校が危険と判断した場合	○安全に帰宅できると判断するまで，校内の安全な場所に待機

※登下校中,通学団班長・個人が危険と判断したら，近くの民家に避難させていただく。この場合学校へ連絡する。

４　東海地震注意情報が発表された場合

登校前	①注意情報が解除されるまで	○自宅待機とし，学校から連絡があるまで，臨時休業日 解除の時間と登校の関係については「暴風警報」と同じ
登校後	①すべての教育活動を打ち切る	○学校で１次避難させ，保護者等の方に学校で直接引き渡す ○学校から連絡があるまで臨時休業日

５　登校後に震度５弱以上の地震が発生した場合

児童を学校で１次避難させ，保護者等の方に学校で直接引き渡し

６　その他

（１）登下校中に東海地震注意報が発表された場合，あらかじめ家族で話し合い，決めた場所に避難する。

（２）修学旅行等学校行事及び各種活動参加時の場合

①出発前，解散後に発表された時には，状況に応じて対処する。

②出発後に発表された時には，直ちに情報を集めて対処する。

（３）東海地震注意情報が発表された後，東海地震観測情報により安全であることが確認された場合は「暴風警報」の場合と同じ登下校とする。

７　「暴風警報」が半田市に発表された場合の給食

① 午前６時３０分までに解除された場合・・・給食実施

② 午前６時３０分までに解除されない場合・・・給食中止

③ 解除されて２時間後に登校し，午後の授業がある場合・・・弁当を持って登校

８　特別警報発表時における児童（生徒）の安全確保

（１）特別警報の発表が登校前の場合

・登校しない。

（２）特別警報の発表が登校後の場合

・直ちに授業等を中止するとともに、教職員により児童の安全を確保する。

・特別警報が解除され、児童を安全に下校させうると判断できた場合は、通学団で下校させる。

・学校の周辺で壊滅的な被害が出ている、または、高潮・津波等の被害が予想される状況にある場合は、児童を高台に避難させる等、臨機応変に対応する。

（３）その他

・特別警報の発表を登下校中に知った場合は、身体の安全を確保した上で、帰宅するか登校する（学校へ戻る）かを選ぶ。（児童生徒が学校に戻ってきた場合は、「特別警報の発表が登校後の場合」と同じ対応をする。）

・特別警報が解除された後も、学校・教育委員会は、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努める。登校については、市教委のメルマガ、学校のＨＰ等で知らせる。